

事業名：国道31号坂電線共同溝PFI事業

入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）

令和7年9月26日

国土交通省 中国地方整備局

国道31号坂電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	入札説明書	4	3	(8)	②		事業実施形態	「提供方法については、競争参加意思確認の通知をした日に中国地方整備局が所有する記録媒体(CD-R等)の貸与により電子データを交付する。」とありますが、郵送していただいた場合、一週間程度期間が必要な場合がありますので、電子メールによる交付もしくは、対面による受け取りをお願いします。	電子メールにより交付します。なお、電子メールによる交付が難しい場合は、別途、提供方法を連絡させていただきます。
2	入札説明書	19	15	(3)	②		第二次審査	ヒアリングを実施するとありますが、このヒアリングは、事業者選定基準3頁に記載されている有識者等委員会が行うものを意味しており、中国地方整備局の職員・アドバイザー等の事務局によるヒアリングの実施(いわゆる競争的対話の実施)は想定されていないと理解してよろしいでしょうか。 また、ヒアリングの時期、ヒアリングの予定時間、参加者人数の制限等、ヒアリングの詳細が決まっていたらご教示下さい。決まっていない場合は、いつ頃通知されるのか、ご教示下さい。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、第二次審査提出資料を提出した入札参加者へ第二次審査資料の提出期限日以降に速やかに通知します。
3	入札説明書	19	15	(4)	②		第二次審査	ヒアリングの出席人数の制限はありますでしょうか。ヒアリングは第二次審査提出書類を説明することになると考えていますが、別途説明用資料を用意することができますでしょうか。	前段については、4名以下とします。 後段については、提出された提案書により説明を行って下さい。別途説明用資料を用意することは認めません。
4	入札説明書	19	15	(5)	②		第二次審査	「ヒアリングの実施日時は追って通知する。」とありますが、入札価格を確認した後に、ヒアリングを実施するように変更をお願い致します。	入札説明書に記載のとおりとします。
5	入札説明書	20	18	(2)			契約締結の可否等	令和8年3月31日までに事業契約を締結しなければならないとあり、中国地方整備局の書面による承諾があればこの期間を延長できるとありますが、承諾が行われず、同日までに締結されない場合は、どのように処理されるのでしょうか。基本協定においては、「目処として」とあり、厳格な期限とはされていないと読めますが(基本協定書第4条第1項)、矛盾する場合は、基本協定が優先されると理解してよろしいでしょうか。 また、仮に延長された場合、その延長期間によってはその後の事業スケジュールも後ろ倒しに変更されると理解してよろしいでしょうか。	本入札手続は入札公告とともに提示した事業契約書案を前提とするもので、落札後の契約協議は事業契約書案の文言の明確化を図ることを目的とし、実質的な内容の変更は予定されていないことから、令和8年3月31日を超えて事業契約の締結に至らない事態は基本的に想定しておりません。「3月31日を目処として」という表現は、原則として、3月31日までに事業契約を締結することを記載しているものです。もっとも、やむを得ない事情によりどうしても同日までに締結できない場合については、中国地方整備局において期間延長を検討することになります。期間を延長する場合の事業スケジュールについては、具体的な延長期間を踏まえて、中国地方整備局と協議の上、対応を決定します。
6	事業契約書(案)【代表企業版】	7	第1章	第15条	1		選定企業の使用等	「既存ストック所有者又はその関連企業に対する業務の委託は、工事業務に関しては工事企業から、(中略)、それぞれ委託させるものとする」とありますが、既存ストックの施工およびその近接工事については、国と既存ストック所有者との設備工事に関する覚書により、国から直接委託する必要があると認識しております。既存ストック所有者又はその関連企業への委託が不可能である場合の対応についてご教示ください。	国と既存ストック所有者との設備工事に関する覚書に基づく協議の結果、既存ストック所有者又は関連企業への委託が不可能となった場合は、国から直接委託することを検討します。
7	要求水準書	2	第1	6			事業の概要	道路附属物として、“道路照明、道路標識等”があげられていますが、設計計算等が必要となる附属物(例えば、標識や擁壁等)が生じた場合は、設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。	道路附属物の設計については、中国地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。
8	要求水準書	3	第1	7	(5)		事業期間	調査・設計業務について、例えば上り側の設計を先に完了させ、その区間の工事業務を行いつつ、残り下りの設計業務を引き続き実施するなど、部分的な設計完了で施工実施することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。

国道31号坂電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
9	要求水準書	6	第2	1	(2)	4)	業務の条件	”事業者は、必要となる各種申請業務を行い、・・・”とありますが、想定される各種申請についてご提示いただけませんか。 また、共通仕様書においては、特殊設計・検討・協議にあたるため、標準歩掛外になると考えますが、費用としてそのように計上される、もしくは設計変更の対象という認識でよろしいでしょうか。	前段については、警察への道路使用許可等、調査・設計業務を履行するために必要となる申請や届出を想定しています。 後段については、中国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
10	要求水準書	6	第2	1	(2)	5)	業務の条件	”調査・設計業務に必要な許認可申請に必要な検討、計算、図書の作成、協議等は事業者において行うこと。”とありますが、共通仕様書においては、特殊設計・検討・協議にあたるため、標準歩掛外になると考えますが、費用としてそのように計上される、もしくは設計変更の対象という認識でよろしいでしょうか。	入札説明書添付2「要求水準書」第2 4. (4)その他に示すとおり、調整マネジメント業務(設計段階)の一部として事業者で実施することとなるため、設計変更の対象とはなりません。
11	要求水準書	6	第2	1	(2)	6)	業務の条件	”中国地方整備局が市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、中国地方整備局の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。”とありますが、共通仕様書においては、特殊設計・検討・協議にあたるため、標準歩掛外になると考えますが、費用としてそのように計上される、もしくは設計変更の対象という認識でよろしいでしょうか。	入札説明書添付2「要求水準書」第2 4. (2)3)事業説明、地元・関係者機関調整等に示すとおり、調整マネジメント業務(設計段階)の一部として事業者で実施することとなるため、設計変更の対象とはなりません。
12	要求水準書	7	第2	1	(4)		打合せ等	打合せは、業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行うこと。と記載されていますが、添付9入札時積算数量図面集の数量総括表には計上されていません。 主要な区切り回数含め、どの程度見込まれているのでしょうか。	入札説明書添付10「見積参考資料」のとおり、打合せは各段階の調整マネジメント業務で計上しており、それぞれ1回／月を見込んでいます。
13	要求水準書	8	第2	1	(9)		設計図書等の提出	路面整備について車道部、歩道部を改築する予定のため「歩道詳細設計」では対応できない。 「道路詳細設計」として設計変更の対象となるか。 (道路縦断設計などが必要である)	本事業対象区域の路面整備は、道路縦断設計が必要な路面整備ではなく、道路縦断設計は不要であると考えていますが、中国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
14	要求水準書	10	第2	2	(1)		調査項目	設計業務にて試掘調査を実施することになっており、試掘調査は工事企業が行うことが可能とのことですが、代表企業と工事企業が直接契約をして業務を実施することは、可能との理解でよろしいでしょうか。 その場合、再委託届は、不要との理解でよろしいでしょうか。 また、添付3様式集及び記載要領(様式3)グループ構成表の【本業務における担当業務】欄に、工事業務と、調査・設計業務「調査業務(試掘調査)」と記載することで対応可能との理解でよろしいでしょうか。	第1文、第2文、第3文の全てについて、ご理解のとおりです。
15	要求水準書	10	第2	2	(1)		調査項目	”薬液注入が必要な場合は井戸調査の追加を想定しており、・・・”とありますが、その場合、施工における仮設についても薬液注入等が必要となることが想定され設計も必要と考えます。共通仕様書においては、特殊設計・検討・協議にあたるため、標準歩掛外になると考えますが、設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。	中国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
16	要求水準書	14	第2	4	(2)		占用業者等との電線共同溝の協議	下記手続きの進捗状況を確認したい。 手続きが完了していない場合は、今回業務の設計変更として実施するか。 ・電線共同溝整備範囲指定 ・整備計画書 ・建設負担金算定 ・占用申請 ・既設占用物支障移転通知(地下埋設物、信号など)	記載の手続きは、全て実施しておらず、詳細設計の内容を基に、中国地方整備局が手続きを行う予定です。なお、各手続きのための資料作成は、詳細設計業務の対象範囲であり、設計変更の対象とはなりません。
17	要求水準書	15	第2	4	(2)		占用業者との連系・引込部の調整	「電線共同溝と連系設備、引込設備との同時施工について調整を行うこと」と記されているが、同時施工の場合、連系・引込設計が必要となるが追加作業として設計変更の対象となるか。	連系管路及び引込管の設計については、当初は見込んでいないため、中国地方整備局と協議の上、設計変更の対象とします。 なお、引込設備については、占用業者による設計を本事業の詳細設計業務に反映するものとし、設計変更の対象とはなりません。

国道31号坂電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
18	要求水準書	20	第3	3	(1)		コリンズへの位置情報の入力	本PFI事業の工事業務につきましては工事・実績情報データベースであるコリンズへの登録ができるようですが、設計業務及び工事監理業務、各種調整業務等につきましてはテクリスへの登録について言及がありません。同データベースのテクリスへの登録(可能となった時点での遡及登録含む)ができるようにご検討願います。 テクリスの目的は発注者、受注者の双方が過去の実績を確認することで、円滑な受発注業務を実現することだと認識しており、受注した企業および従事した技術者は実績を登録することで、事業参画者のモチベーションを高める効果もあると考ます。	ご意見として承ります。
19	要求水準書	46	第4	1	(1)	1)	一般事項	必要な検査を実施すること。とありますが、工事監理業務で想定している検査をご教示願います。	土木工事共通仕様書に基づく、段階確認・材料確認・出来形・品質確認等の検査を想定しています。
20	要求水準書	46	第4	1	(1)	2)	一般事項	打合せ記録簿の相互確認方法として情報共有システムを活用してもよろしいでしょうか。	情報共有システムの活用は可能です。
21	要求水準書	49	第5	1	(4)	5)	交通安全管理	「維持管理業務の履行にあたっては、施工箇所ごとに交通誘導警備員を配置すること。また、配置人数等の変更が必要となる場合は、中国地方整備局と協議の上、設計変更の対象とする。」とありますが、当初交通誘導警備員は、見込んでおらず、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書	50	第5	3	(1)		台帳作成・管理業務	台帳作成の対象を確認したい。 ・電線共同溝台帳(新規) ・敷地調査図(修正) ・情報ボックス台帳(修正) ・占用物台帳(修正) ・標識台帳(修正) ・その他	台帳作成の対象は、入札説明書 添付2「要求水準書」第3 4. (2)6)電線共同溝管理台帳の作成に記載のとおりです。 なお、本事業の台帳作成は、調整マネジメント業務(工事段階)で実施してください。
23	要求水準書	50	第5	3	(1)		台帳監理業務／一般事項	入線・抜柱に係わる調整に際して行う協議・調整に水道、ガス工事等の近接施工による立会も含むと記されているが、JR近接施工による立会も含まれるか確認したい。電柱がJR境界沿いにあるため、抜柱時にJR近接施工になると思われるため。	JR近接施工となる場合は、JR近接施工による立会も含みます。
24	要求水準書	50 51	第5	3	(1) (2)		台帳管理業務	「台帳管理業務は、作成済みの 維持管理対象施設に係る管理台帳 について、適宜更新作業を行うことを目的に行うものとする。事業者は、電線共同溝の管理台帳を必要に応じて修正すること。」とありますが、様式14 歩掛見積書 見積単価表第25号 台帳管理で求められている見積歩掛の業務範囲は、(1)一般事項 (2)特記事項の電線共同溝管理台帳の修正・更新との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	51	第5	4	(3)	1)	調整マネジメント業務(維持管理段階)／要求水準	台帳管理業務は作成済みの維持管理対象施設に係わる管理台帳について、適宜更新作業を行うと記されているが、管理台帳の作成は別途か。	質問回答No.22を参照ください。

国道31号坂電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
26	様式集及び記載要領		様式14				(様式14) 歩掛見積書	見積単価表第3号から第14号までのプレキャストボックス設置歩掛見積で、同一工程で材料違いの歩掛(RC構造とレジン製)を提出することとなっております。積算上の材料重量は添付10の見積参考資料に本体部材の重量記載(例:11,000kg超～15,000kg以下)の記載がありません。条件の明示は頂けませでしょうか。また、どちらの材料の歩掛が採用されたかの開示は可能でしょうか。	入札説明書添付9「入札時積算数量図面書」及び添付10「見積参考資料」記載の規格と、添付3「様式集及び記載要領」様式14記載の見積単価表の規格よりご確認ください。 どちらの材料の歩掛が採用されたかの開示は、決定歩掛配付時にいたします。 なお、入札説明書添付3「様式集及び記載要領」様式14についての補足資料として、歩掛名称・規格及び対象構造物の比較表を、様式14参考資料の下部に追加します。
27	様式集及び記載要領	79	1	(6)		様式27-5～27-7	第二次審査提出資料 事業費内訳書	様式27-5 事業内訳書 ii 工事業務費 算定根拠欄の「※(様式27-6)入札時積算内訳書」は工事業務費の電線共同溝と舗装復旧費であり、「※(様式27-7)工事費内訳書」は工事業務費の支障移設費、引込・連系管費を記載することになっています。支障移設費については、想定できないためどのようにお考えかご教示願います。 また、引込・連系管路費は、添付9.入札時積算数量図面 工事数量総括表では、電線共同溝幹線部と引込・連系管路の項目に分かれておらず金額の分計ができません。幹線部と引込・連系管路部の数量を分計してご教示願います。	前段については、当初は支障移設費を見込んでいないため、様式27-5の「支障移設費」の費用は空欄とし、様式27-7への記載も不要です。 後段については、幹線部と引込管・連系管路の数量を分計できるよう、入札説明書添付10「見積参考資料」を修正します。
28	様式集及び記載要領	95～100	1	(6)		様式39～42	第二次審査提出資料	様式39～様式42について該当しない様式について提出不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	事業者等が付す保険等	1	1, 2				設計・建設工事契約 履行保証保険 土木工事保険	設計・建設工事契約履行保証保険、土木工事保険の保険期間について、技術提案により事業期間を短縮した場合、短縮した期間(引渡前倒予定日)まで契約としてよろしいでしょうか。	調査・設計業務、工事業務の提案期間に応じ、契約してください。
30	事業者等が付す保険等	2	第1	2	(3)	⑤	付保条件	「土木工事保険」について、「保険金額は、本施設の工事業務費(消費税を含む。)とする。」とありますが、保険会社に確認したところ、日本国内では以下の内容が加入できる上限であり、支払限度額の設定が必要と回答を頂いております。支払限度額を設定してよろしいでしょうか。 ≪限度額(例)≫ 保険金額:1事故限度額5,000万円(期間中限度額1億円)	支払限度額の設定は可能としますが、できる限り最大限度としてください。
31	事業者等が付す保険等	2	第1	2	(3)	⑤	付保条件	「保険金額は、本施設の工事業務費(消費税を含む。)とする。」ありますが、上記の工事業務費は添付6 事業費の算定及び支払い方法 2 事業費の内訳の工事業務費(電線共同溝費、引込 管・ 連系管路費、舗装復旧費等)の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	事業者等が付す保険等	3	第2				維持管理業務の履行に係る保険	維持管理業務の履行に係る保険の「第三者賠償責任保険」は、発注者側の予定価格において、どの費用に含まれているかご教示願います。	入札説明書添付6「事業費の選定及び支払い方法」第1 2. 事業費の内訳に示す、「項目:その他費用、支払区分:その他の費用」に含まれます。
33	事業費の算定及び支払い方法	3	第2	3	(1)	① ②	施設費 割賦手数料	貴局が設定している建中金利とスプレッドの利率について開示をお願いします。 また、その設定根拠についても、開示をお願いします。 現在、金利上昇局面であるため、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。スプレッドの利率は、貴局の考え方を知る要素であり、民間企業の事業参画の大きな判断要素になります。 これまでの電線共同溝PFI事業では、北海道開発局・北陸地方整備局・四国地方整備局・中部地方整備局でスプレッドを公表されているので、同様に開示をお願いします。	建中金利及び建中金利に係るスプレッドの公表は行いません。 なお、長期金利の基準金利にスプレッドを加えた割賦金利は「2.122%」で想定しています。

国道31号坂電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
34	事業費の算定及び支払い方法	3	第2	3	(1)	②	割賦手数料 イ 基準金利	0.8%以上のスプレッド設定をお願いします。 我が国の国債金利(7年もの)は、過去7年の推移で約-0.4%～1.3%変動しています。 これら市場の実勢を踏まえ、金利変動リスクを吸収できるスプレッドの設定をお願いします。	スプレッドの利率については開示しません。 なお、長期金利の基準金利にスプレッドを加えた割賦金利は「2.122%」で想定しています。
35	事業費の算定及び支払い方法	6	第3	-	(2)		詳細設計業務完了時	「詳細設計業務の結果を踏まえ事業費の内訳を精査し、第3.(1)で算定した事業費の内訳を修正する。」と記載されていますが、詳細設計完了後に変更契約を行う理解でよろしいでしょうか。	詳細設計業務完了時では事業費の内訳を修正して確定し、本施設引渡日の30日前までに事業費を変更して、変更契約を行います。
36	事業費の算定及び支払い方法	6	第3	-	(3)		事業費確定に係る資料の提出	「事業者は、事業費確定に係る資料を、本施設の引渡予定日の2年前までに、発注者に提出するものとする」と記載されています。が、本施設の引渡予定日がR15年3月31日になっていますので、その2年前のR13年3月31日までに提出が必要との理解です。 その場合、R13年3月31日以降に工程変更が生じた場合、変更協議対象との理解でよろしいでしょうか。	中国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
37	事業者選定基準	5	第5	3	(1)		共通事項	「文章による提案を評価することを原則とする」とありますが、提案項目・内容を図表に整理して記載した場合には評価されないのでしょうか。	入札説明書添付7「事業者選定基準」第5 3. (1)「共通事項」に記載のとおりです。
38	事業者選定基準	3～5	第5				第二次審査	事業提案審査は、要求水準審査を通過した場合、すなわち全ての項目において要求水準を充足している場合に行われるものと理解していますが、事業提案審査の評価においてEが付くと、その項目の配点は0になると理解しています。そうすると、このE評価の意味は、要求水準を満たしているだけという評価であると理解しております。他方で、5頁の「『優れている』とは、的確性、具体性、実現性等を着目点として評価する」と記載されていることに鑑みると、本事業において、中国地方整備局が求めるもの(評価するもの)は、事業提案がより的確性、具体性、実現性等があるものということであって、必ずしも要求水準以上の提案を求めているというわけではない(要求水準以上の提案を優れているとして評価されるものではない)と理解いたしますが、そういう理解でよろしいでしょうか。 また、この理解を前提にすると、事業提案審査においての足切り点・最低基準は存在しない(仮に1グループしか入札参加者がいない場合、要求水準審査を通過し、予定価格以下であれば落札できる)と理解してもよろしいでしょうか。	前段については、要求水準の記載以上に、的確性、具体性、実現性等がある提案を要求水準以上の提案として評価することを想定しています。 後段については、ご理解のとおりです。
39	事業者選定基準	7	第6	1			事業の実施方針及び実施体制 事業の安定性、SPCの設立等	SPCの設立等の項目について、SPCを設立しない場合は、どのように評価されるのでしょうか。構成員が破綻した場合にも事業に影響が及ばないような方策が提案されていれば、この項目もきちんと評価していただける(0にはならない)と理解してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、構成員が破綻した場合にも事業に影響が及ばないような方策について、SPC設立のみに関わらず、総合的な視点から評価します。
40	入札時積算数量図面書	8	建設副産物関係	建設リサイクル法	②再資源化等をする施設の名称及び所在地等			廃棄物の種類について「アスファルト殻 電線共同溝」と「アスファルト殻」の2つがありますが、殻運搬(電線共同溝)の4tダンプで運搬したアスファルト殻が「アスファルト殻 電線共同溝」との認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
41	入札時積算数量図面書	8	建設副産物関係	建設リサイクル法	②再資源化等をする施設の名称及び所在地等			アスファルト切削屑の受け入れ施設が「(有)トラスト」と記載されていますが、広島県様が公開されている再資源化施設一覧表ではアスファルト塊の再資源化施設となっており、切削屑の処分費の記載が有りませんがアスファルト塊の単価を採用されていると考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。

国道31号坂電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
42	入札時積算数量図面書	8	建設副産物関係	建設リサイクル法	②再資源化等をする施設の名称及び所在地等			重本建材(有)の処分費についてダンプのt数によって単価が異なりますが、「殻運搬」の舗装版破碎の運搬に使用するダンプが10tであることから10tダンプの単価を使用するという認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
43	入札時積算数量図面書	21	数量総括表				調査業務(地質調査)	解析等調査の摘要欄に打合せが記載されていませんが、見込んでいないのでしょうか?	入札説明書添付10「見積参考資料」のとおり、打合せは各段階の調整マネジメント業務で見込んでいます。
44	入札時積算数量図面書	27				別紙ー1	数量総括表 詳細設計業務 各部設計	摘要に各部・仮設構造物詳細設計と記載がありますが、添付10見積参考資料 詳細設計業務には⑤応力ケース数(管路部)⑥応力ケース数(特殊部)⑦応力ケース数(地上機器部)⑧応力ケース数(仮設構造物)の記載があります。見積参考資料記載内容を見込まれているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	入札時積算数量図面書	32 35				別紙ー1	数量総括表 設計マネジメント 工事マネジメント業務	別紙ー1数量総括表では、 設計マネジメント業務24月 工事マネジメント業務72月 合計8年 と記載されています。 一方で本施設の完成・引き渡しの上限は、7年で設定されています。数量総括表のとおり金額算出させていただければよろしいでしょうか。 また、1年間の期間の違いについてご教示願います。	数量総括表のとおり金額算出することで問題ありません。 調整マネジメント業務(設計段階)の2年目と、調整マネジメント業務(工事段階)の1年目は重複する工程を想定しています。
46	入札時積算数量図面書	40	数量総括表				家屋調査業務	打合せが計上されておりませんが、見込んでいないのでしょうか?	入札説明書添付10「見積参考資料」のとおり、打合せは各段階の調整マネジメント業務で見込んでいます。
47	入札時積算数量図面書	40	数量総括表				家屋調査業務	地盤変動調査を見込まれていますが、用地調査等業務費積算基準を見ると建物内部の調査を拒否されたものについて補正を行う事になっています。調査拒否の補正適用はされておりますか?	調査拒否の補正は適用していません。
48	入札時積算数量図面書	168	ベルマウス配置図				電力分岐樹(BL1,BL2)	電力分岐樹(BL1,BL2)のベルマウス配置図が起点側、終点側の記載がありませんが起点側、終点側ともにこの配置図と考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。入札説明書添付10「見積参考資料」P100「管路系系統図(2)」をご確認ください。
49	見積参考資料	4	【調査業務(地質調査)】				安全費	地質調査業務を遂行するために安全対策上必要となる経費である安全費の記載がありませんが、見込まれていないのでしょうか?	安全費は見込んでいませんが、中国地方整備局と協議の上、必要に応じて設計変更の対象とします。
50	見積参考資料	5	【詳細設計業務】				関係機関打合せ協議	②編成人数:主任技師、技師(A)、技師(B)の3名との記載されています。設計業務等標準積算基準書の第2章第1節共通1ー1打合せ等に記載されている歩掛の編成は主任技師、技師(A)であり、技師(B)は計上されていませんが、間違いないでしょうか?	ご指摘のとおりです。 入札説明書添付10「見積参考資料」を修正します。

国道31号坂電線共同溝PFI事業 入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
51	見積参考資料	5				別紙ー2	点検箇所数	点検回数について「2回」と記載されていますが、引き渡し後から5年に1回を想定されており、最終年度については、日常点検のみを実施して引渡しの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	見積参考資料	5					工事監理業務	1170人工⇒1404人工ではないでしょうか。 担当技術者の延べ人数1170人工(1170÷19.5＝60月)となっていますが、数量総括表 工事監理業務 工事監督支援では72月(6年)となっています。	ご指摘のとおりです。 入札説明書添付10「見積参考資料」を修正します。
53	見積参考資料	31					プレキャストボックス工(特殊部)	見積参考資料内のP31～P48プレキャストボックス工程で代価表内にベルマウス(材料費)に材料品名の記載がありません。材料品名の明示は頂けませんでしょうか。	入札説明書添付9「入札時積算数量図面書」P166～171「ベルマウス配置図」をご確認ください。
54	見積参考資料						積算設計単価	本事業の積算設計単価の採用月をご提示願います。	入札書の提出期限である令和7年12月となります。
55	見積参考資料						数量	P3.調査業務(試掘調査)に記載の①1箇所あたり数量を基に算出した23箇所分の数量とP8～P9の記載されている床掘り、舗装版切断、舗装版破碎の数量に相違があると思われるが対応についてご教授願います。(床掘は20㎡→23㎡、舗装版切断は1m→92m、舗装版破碎は1㎡→23㎡)	ご指摘のとおりです。 入札説明書添付10「見積参考資料」を修正します。
56	実施方針等に関する質問・意見に対する回答(R7.7.17) 要求水準書(案)に関する質問に対する回答	ー				NO.1	事業の概要	連系管・引込管について「事業者による設計・施工(下請けを含む)、または事業者から占有業者等への委託を想定しています。」とのご回答でしたが、仮に電線管理者との協議により事業者から電線管理者等等へ委託しなくてはならない場合、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
57	実施方針等に関する質問・意見に対する回答(R7.7.17) 要求水準書(案)に関する質問に対する回答	4					事業の概要	連系管・引込管について、“事業者による設計・施工(下請けを含む)、または事業者から占有業者等への委託を想定しています。”とありますが、電線共同溝(管路部)の国道用地内の引込管、連系管については、共通仕様書において、特殊設計・検討・協議にあたるため、標準歩掛外になると考えますが、費用としてそのように計上される、もしくは設計変更の対象という認識でよろしいでしょうか。	質問回答No.17を参照ください。
58	実施方針等に関する質問・意見に対する回答(R7.7.17) 要求水準書(案)に関する質問に対する回答	4					事業の概要	連系管・引込管について、“事業者による設計・施工(下請けを含む)、または事業者から占有業者等への委託を想定しています。”とありますが、設計・施工が占有業者の都合等で委託が必要となる場合は、設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。